

平成 29 年度 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業概要

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象

平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 2 月末日までの間に、新規に蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等を購入した会員事業所

2. 対象機器の助成額及び台数

トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるもの。

(1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット

助成額は、1 枚当たり 5,000 円を限度とし、1 会員事業所当たりの助成枚数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 10 枚までとする。

(2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置

助成額は、1 台当たり 50,000 円を限度とし、1 会員事業所当たりの助成台数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

(3) 蓄冷式クーラー

助成額は、1 台当たり 20,000 円を限度とし、1 会員事業所当たりの助成台数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

(4) 外部電源用パッケージクーラー

助成額は、1 台当たり 100,000 円を限度とし、1 会員事業所当たりの助成台数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

3. 助成金の申請（機器導入後の事後申請方式）

蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等を購入、装着、支払いまで完了させ、下記の書類を福岡県トラック協会（業務一課）あてに FAX【092-451-7964】にてお送り下さい。

〔助成対象期間：平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 2 月末日まで〕

（注意）対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。

【 予算執行状況は、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。 】

① 「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告書（助成金請求書）」様式 1

② 「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告内訳書」様式 2

※様式 1、2 それぞれに捺印を捺印して下さい。

③ 請求明細書及び領収書（又は金融機関振込通知書）の写し

※リースの場合は、契約書（機種名が明記されたもの）の写しを添付する。

※請求明細書等がない場合は、購入先より「搭載証明書」を発行してもらい添付する。

平成 29 年度 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実施要領

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象

(公社) 福岡県トラック協会 (以下「県ト協」という。) 及び支部・分会のいずれにも所属し、別に定める期間に、新規に、蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等を購入、装着、支払いまで完了させ、県ト協に助成金の申請を行なう会員事業所 (以下「会員」という。) に限る。

2. 助成対象機器

トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に使用可能な車載用の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等で、次に掲げるものをいう。

- (1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット
- (2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) 外部電源用パッケージクーラー

3. 装着対象

会員が所有する、福岡県内に登録する事業用貨物自動車とする。

4. 助成金の交付額及び台数

- (1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット

助成額は、1 枚当たり 5,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成枚数は、保有車両数 (エンジン付車両) の 25% (端数は四捨五入) を限度に 10 枚までとする。

- (2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置

助成額は、1 台当たり 50,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、保有車両数 (エンジン付車両) の 25% (端数は四捨五入) を限度に 5 台までとする。

- (3) 蓄冷式クーラー

助成額は、1 台当たり 20,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、保有車両数 (エンジン付車両) の 25% (端数は四捨五入) を限度に 5 台までとする。

- (4) 外部電源用パッケージクーラー

助成額は、1 台当たり 100,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、保有車両数 (エンジン付車両) の 25% (端数は四捨五入) を限度に 5 台までとする。

5. 助成対象期間

平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 2 月末日までとする。

※対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付を終了する。

【 予算執行状況は、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。 】

6. 要綱等

別添「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成金交付要綱」の通り。

平成 29 年度 蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成金交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目 的〕

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、事業用貨物自動車の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等を購入する費用の一部を助成することにより、事業用貨物自動車の走行時の燃費の向上による CO₂ の削減等による環境問題の改善、及びアイドリングストップ運動等による環境対策の推進に資することを目的とする。

〔助成対象〕

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）とする。

〔助成対象機器〕

第 3 条 トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に使用可能な車載用の蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等（以下「マット等」という。）で、次に掲げるものとする。

- (1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット
- (2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) 外部電源用パッケージクーラー

〔助成条件〕

第 4 条 会員が所有する、福岡県内に登録している事業用貨物自動車に、別に定める期間に、新規に、マット等を購入、装着、支払いまで完了させ、県ト協に助成金の申請を行なったものを対象とする。

〔助成対象期間〕

第 5 条 平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 2 月末日までとする。

但し、対象期間中でも申請額が予算額に達した場合は、その時点までとする。

〔助成交付額及び台数〕

第 6 条 助成金の交付額及び台数は以下の通りとする。

- (1) 電気式毛布又は電気蓄熱式・蓄冷式マット

助成額は、1 枚当たり 5,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成枚数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 10 枚までとする。

- (2) エアヒーター・車載バッテリー式冷房装置

助成額は、1 台当たり 50,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

- (3) 蓄冷式クーラー

助成額は、1 台当たり 20,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

- (4) 外部電源用パッケージクーラー

助成額は、1 台当たり 100,000 円を限度とし、1 会員当たりの助成台数は、保有車両数(エンジン付車両)の 25%(端数は四捨五入)を限度に 5 台までとする。

[申請方法]

第7条 (1) 会員は、様式1の「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告書(助成金請求書)」と、様式2の「蓄熱式マット・蓄冷式クーラー等購入助成事業実績報告内訳書」に、請求明細書及び領収書(又は金融機関振込通知書)の写しを添付し、県ト協に提出する。

※リースの場合は、契約書(機種名が明記されたもの)の写しを添付する。

※請求明細書等がない場合、購入先より「搭載証明書」を発行してもらい、添付する。

(2) 県ト協への最終提出期限は、**平成30年2月末日まで**とする。

[助成方法]

第8条 (1) 助成は申請受付順に行う。

(2) 県ト協は、申請会員の指定する金融機関に助成金を振り込み、交付するものとする。

[機器の処分制限]

第9条 会員は、助成対象機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

[雑 則]

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

[附 則]

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。